

仮申し込みチェックシート 補足資料

●中小企業・小規模事業者等の定義

1. 下記、中小企業・小企業者等の定義に該当している

「中小企業・小規模事業者等」とは、資本金又は出資(資産)の総額がその業種ごとに定める金額以下の会社または常時使用する従業員の数がその業種ごとに定める数以下の法人及び個人であって、その業種に属する事業を主たる事業として営むもの。

業種・組織形態		資本金	従業員
		(資本金の額又は出資の総額)	常勤
資本金・従業員規模の一方が、 右記以下の場合対象 (個人事業主を含む)	製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
	卸売業	1億円	100人
	サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
	小売業	5,000万円	50人
	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
	旅館業	5,000万円	200人
	その他の業種(上記以外)	3億円	300人
その他	医療法人、社会福祉法人	-	100人
	特定非営利活動法人(NPO法人)	(※注1)	
組合 関連	企業組合		
	協業組合		
	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会		
	商工組合、商工組合連合会		
	商店街振興組合、商店街振興組合連合会		
	水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会		
	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会(※注2)		
	酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会(※注3)		
	内航海運組合及び内航海運組合連合会(※注4)		
技術研究組合(直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの)			

(注1) 特定非営利活動法人は、その主たる業種に記載の資本金・従業員規模以下のもの。

(注2) その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。

(注3) その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(酒類卸売業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。

(注4) その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

(※) 大企業とは、上記の表に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者を言う。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合